



秋田県公報

秋田県知事 寺田典城

目 次

告示	ページ
○家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二九・農畜産振興課)……………	1
○家畜伝染病を予防するための検査の実施(二二〇・農畜産振興課)……………	2
○保安林の指定解除の予定(一三一・秋田地域振興局農林部)……………	2
○大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(二三二・商業貿易室)……………	2
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(一三三・都市計画課)……………	3
○道路区域の変更(一三四・道路課)……………	3
公告	
○一般競争入札の実施(情報企画課)……………	3
○土地改良事業工事の完了の届出(山本地域振興局農林部)……………	4
○県営土地改良事業の換地処分(仙北地域振興局農林部)二件……………	4
教育委員会公告	
○秋田県教育委員会IT化システム調達監理業務についての企画提案書の提出(教育庁総務課)……………	4
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二三、二四)……………	5
告示	
秋田県告示第百二十九号	
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。	
平成十九年三月九日	

<p>一 実施の目的 ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、豚コレラ、オースキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚流行性下痢、家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病の発生を予防するため。</p> <p>二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲</p>		<p>秋田県知事 寺田典城</p>
区分	区域	家畜又はその死体の種類及び範囲
ブルセラ病の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた牛
結核病の検査	(一) 大館市 鹿角市 由利市 本荘市 大仙市 仙北市 小坂町 美郷町	実施する区域で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している乳用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)
ヨーネ病の検査	(一) 秋田市 男鹿市 鹿角市 湯上市 大仙市(旧大曲市旧協和町 旧仙北町の区域に限る。)にかほ市 仙北市 小坂町 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村	実施する区域で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後十二箇月未満のものを除く。)
	(二) 県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた牛
	(二) 県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた牛

伝達性海綿状脳症の検査	県内全域	実施する区域で死亡した牛(生後二十四箇月未満のものを除く。)
馬伝染性貧血の検査	県内全域	平成十九年四月一日前五年間において当該疾病の検査を受けていない馬(生後百八十日未満のもの及び家畜防疫員が疾病その他の特別な事由により検査を受けることが困難と認められたものを除く。)及び実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認めた馬
豚コレラ、オースキー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要と認められた豚
家きんサルモネラ感染症の検査	県内全域	実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が発生の予防のために必要

腐蛆病の検査	秋田市 横手市 大館市 北秋田市 上小阿仁村	実施する区域で飼育されているみづばちの群	と認めた鶏、あひる、うずら及び七面鳥
--------	---------------------------	----------------------	--------------------

三 実施期日及び場所

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

(一) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血にあつては、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号) 第九条第二項に定める方法による。

(二) 豚コレラ、オーエスキュー病、伝染性胃腸炎、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚流行性下痢にあつては、臨床検査及び血清学的検査による。

(三) 家きんサルモネラ感染症及び腐蛆病にあつては、国が定める

る病性鑑定指針による。

秋田県告示第百三十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予察するための検査を実施するので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

二 実施する区域並びに実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

区分	区域	域
ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイル	県内全域	家畜又はその死体の種類及び範囲
		これらの疾病を予防するワクチンを接種していない牛であつて、実施する区域を所管す

ルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	家畜保健衛生所長が発生を予察するため必要と認め
----------------------	-------------------------

三 実施期日及び場所

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

四 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査による。

秋田県告示第百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所	郡 市 町 村	大 字	字	地 番
秋田市	新屋町	砂奴寄	三の一	
全 面 積	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	保安林面積 見 込 み (ヘクタール)	保安林解除 面積見 込 み (ヘクタール)
	五〇六、一〇四	五〇・六一〇四	五〇・六一〇四	〇・七〇七七
			飛砂の防備	解除の理由 海岸保全施設用地

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール大曲
大仙市戸地谷字川前百九十八番外

二 県の意見

駐車場の自動車の出入口として新たに設置する「出入④」は交差点に位置し、入出庫車両の通行が当該交差点付近における安全で円滑な交通を阻害し交通事故を誘発するおそれがあるため、「出入④」を設置しないこと。

三 意見を述べた日

平成十九年二月二十八日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十九年三月九日から同年四月九日まで

秋田県告示第百三十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 土地区画整理事業の名称
横手市中田地区土地区画整理事業
- 二 施行者の名称

- 三 イオン株式会社 代表執行役 岡田元也
- 四 施行地区
横手市婦気大堤字中田及び田久保下の各一部
- 五 事務所所在地
湯沢市字仁井田二十一番地二 株式会社ウヌマ地域総研湯沢支社内
- 六 施行認可の年月日
平成十年三月十日
- 七 事業施行期間
平成十年三月十日から平成二十年三月三十一日まで

- 八 変更の内容
共同施行者の変更
- 九 変更認可の年月日
平成十九年三月一日

秋田県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	敷地の幅員(メートル)		延長(キロメートル)	
	新	旧					
県道	新	旧	神岡南外東由利線	A	大仙市南外字山王台二一八番二地先から字小出四六七番二地先まで	五・五〇〇七・四〇	〇・三四五
				B	"	一・八〇〇四二・〇〇	〇・三三五
					大仙市南外字山王台二一八番二地先から字小出四六七番二地先まで	一・八〇〇四二・〇〇	〇・三三五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年三月九日から同月二十二日まで

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 調達する役務の名称及び数量
公共系ネットワーク運用保守業務 一式
- (二) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 履行期間
平成十九年四月一日(日)から平成二十年三月三十一日

- (月)まで
- 履行場所
秋田県の指定する場所

- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 過去二年以内に、ネットワークシステムの構築又は運用保守業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。
- (四) 秋田県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇一八五七二 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県学術国際部情報企画課(電話番号〇一八八六〇一四二七三)

- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年三月九日(金)から同月十五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十九年三月二十二日(木) 午前九時三十分 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、

見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、峰浜土地改良区から土地改良事業(大久保岱地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))に係る工事が平成十八年十一月十日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

平成十九年三月一日県営土地改良事業(金西東部地区(第一区)ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

平成十九年三月一日県営土地改良事業(金西東部地区(第二区)ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

教育委員会公告

秋田県教育委員会IT化システム調達監理業務について企画提

案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。
平成十九年三月九日

秋田県知事 寺田典城

一 企画提案書の提出を求める事項

(一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称

秋田県教育委員会IT化システム調達監理業務

(二) 公告業務の内容

秋田県教育委員会IT化システム選定及び調達業務の支援を行う。

(三) 履行場所

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎

(四) 履行期限

平成二十一年一月三十一日(土)

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「参加資格」という。)を有すると秋田県知事に認定されたものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四第一項の規定に該当しない者

(二) 地方自治法施行令第百六十七條の四第二項各号のいずれにも該当しない者又はこれらの規定に該当する行為から二年を経過している者(その者を代理人、支配人その他使用人として使用する者を含む。)

(三) すべての県税並びに消費税及び地方消費税において未納のない者であること。

(四) システム監理業務又はシステム開発業務実績について、国又は地方公共団体からの受注実績を有すること。

(五) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する技術者を専任させることができる者であること。

(六) 本業務に従事する専任技術者のうち一名以上は、以下のいずれかの資格を有すること。

(1) システム監査技術者(経済産業省認定)

(2) プロジェクトマネージャ技術者(経済産業省認定)

(3) システムアナリスト技術者(経済産業省認定)

(4) アプリケーションエンジニア技術者(旧特殊情報処理技術者及び旧プロダクションエンジニアも含む。)(経済産業省認定)

(5) テクニカルエンジニア(ネットワーク(旧オンライン情報処理技術者も含む。))データベース、情報セキュリティに限る。)(技術者(経財産業省認定))

(6) ITコーディネータ(特定非営利活動法人ITコーディネータ協会認定)

(7) PMP(Project Management Professional)(特定非営利活動法人米国プロジェクトマネジメント協会認定)

三 参加資格の認定の手続

(一) 参加資格の認定申請
企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数
次に掲げる事項を記載した提案参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)一部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称法人その他の団体にあっては代表者の氏名並びに電話番号等

イ 申請の日における資本状況及び従業員数等

ウ 申請の日までに履行した公告業務と同種の調達監理業務又はシステム開発業務(国及び地方公共団体を対象とするものに限る。)(の履行内容等

エ 公告業務に従事させることができる専任技術者の資格、経験等

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

平成十九年三月十六日(金)から三月二十九日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前九時から午後五時まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着)とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。

(4) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎七階

秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二二

(一) 参加資格の認定の時期

平成十九年四月上旬

(二) 参加資格の認定の結果の通知

参加資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(三) 参加資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(四) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(五) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(六) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(七) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(八) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(九) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十一) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十二) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十三) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十四) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十五) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十六) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十七) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

(十八) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求められることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(一)による通知を受けた日から

- 四 七日以内に、説明を求める旨を記載した書面を(一)の(4)の場
所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日
から十四日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続
 - (一) 企画提案書の提出手続
 - 次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四判縦長用紙、
横書き、左とじ）十部
 - (1) 公告業務の履行に係るシステム調達全般に関する基本的
な考え方
 - (2) 公告業務の履行に係る教育委員会IT化システム調達に
関する基本的な考え方
 - (3) 公告業務の具体的な進め方
 - (4) 公告業務の履行推進体制等
 - (5) 公告業務の履行に係る経費
 - (二) 提出方法
持参し、又は郵送すること。
 - (三) 提出期間
平成十九年四月六日（金）から同年四月十二日（木）まで
（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定す
る休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（郵送による
場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必
着）とする。なお、提出後における提案書の追加及び変更は
認めない。
 - 四 提出場所
三の(一)の(4)に同じ
 - 五 最優秀提案者の選定等
 - (一) 選定に関し審査する事項
企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと
認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおり
とする。
 - (2) 公告業務の履行に係るシステム調達全般に関する基本的
な考え方の妥当性
 - (3) 公告業務の履行に係る教育委員会IT化システム調達に
関する基本的な考え方の妥当性
 - (4) 公告業務の具体的な進め方の妥当性及び実現性
 - (5) 公告業務の履行推進体制等の妥当性及び適格性
 - (二) 選定方法
企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行
った提案者を決定する。
 - (三) 選定の時期

- 選定は、平成十九年五月九日（水）までに行う。
- 四 選定結果の通知
選定結果については、書面により速やかに通知する。
- (五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
選定されなかった提案者は、その理由について知事に説
明を求めることができる。この場合において、説明を求め
ようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に、
説明を求める旨を記載した書面を三の(一)の(4)の場所に提出
しなければならない。
- (2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があつ
た日から十四日以内に書面により回答する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
(一) 説明書の交付期間
平成十九年三月九日（金）から同年三月二十九日（木）ま
で（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定
する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- (二) 交付場所
三の(一)の(4)に同じ
- 七 その他
(一) 詳細は、説明書による。
- (二) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (四) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の
負担とする。
- (五) 最優秀提案者の選定に際して、提案者に対して企画提案書
の内容について説明を求めることがある。
- (六) 問い合わせ先
秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二二
概要
Summary
(1) Subject matter
Proposals for the acquisition management of
Akita Prefectural Board of Education IT
System
(2) Deadline for the submission of proposals
5:00 p.m. 29th March, 2007
(3) Contact information
General Affairs Division, Akita Prefectural
Board of Education 3-1-1 Sanno, Akita City,
Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL 018-
860-5122

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十九年三月九日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、
次のように改正する。

別表第二中

医療法人青嵐会老人保 護施設グランドファミ リー西目	由利本荘市西目町沼田字新道 下二番地六
医療法人青嵐会老人保 護施設グランドファミ リー西目	由利本荘市西目町沼田字新道 下二番地六
社会福祉法人中央会特 別養護老人ホームふる さと学び舎	由利本荘市土谷字新谷地百五 十七番地
社会福祉法人中央会ケ アハウスふるさと学び 舎	由利本荘市土谷字新谷地百五 十七番地

附 則

改める。
この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第二十四号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十九年三月九日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、
次のように改正する。

別表第二中

湯沢雄勝広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ム松蕎苑	雄勝郡羽後町林崎字五林阪七 番地
湯沢雄勝広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ム松蕎苑	雄勝郡羽後町林崎字五林阪七 番地
湯沢雄勝広域市町村圏 組合立特別養護老人ホ ム松蕎苑	雄勝郡羽後町林崎字五林阪七 番地

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

特別養護老人ホームた
かせ

雄勝郡羽後町下仙道字風平九
十七番地一

に

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubara-ryosai.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄



古紙配合率100%